

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
火災予防事務処理規程査察実施要綱

令和6年3月14日
消防本部訓令第2号

(趣旨)

第1条 筑西広域市町村圏事務組合消防本部火災予防事務処理規程（以下、火災予防事務処理規程という。）第3章第2節において必要な事項を定めるものとする。

(査察実施計画)

第2条 査察実施計画は、次の各号のとおりとする。

- (1) 6年間で対象となる全査察対象物（第4種査察対象物を除く。）に査察を実施する。
- (2) 新規査察対象物は、査察対象区分に基づき次年度以降の査察計画に加える。

(用語の定義)

第3条 この要綱の用語は、次の各号のとおりとする。

(1) 重大な違反對象物

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる用途に供する防火対象物のうち、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるもの

- ① これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの
- ② ①以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの

(2) 設備点検結果報告

法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検及びその結果の報告をいう。

(査察実施基準)

第4条 査察は、別に定めがあるもののほか、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 第1種査察対象物（危険物施設等を除く。）の査察は、年末特別査察等に合わせて実施することができる。
- (2) 電話査察対象物に該当するものは、電話その他の通信手段（以下、電話等と

いう。)により必要事項を聴取することで、査察を実施することができる。なお、設備点検結果報告により、不備の内容が消火器、誘導灯又は誘導標識のみの場合は、火災予防事務処理規程別表第3の規定によらず、引き続き電話査察対象物として取り扱うことができる。

(3) (5) 項口の防火対象物は、以下のとおり取り扱う。

- ① 設備点検結果報告違反又は当該報告により違反を覚知した場合は、査察対象物として取り扱う。
- ② 設備点検結果報告書の受領時に、業者又は関係者等に防火対象物の状況を確認する。

(4) 防火管理者の選任義務違反及び重大な違反対象物については、早期に違反処理に移行する。

(5) 製造所及び一般取扱所の査察について、署長は当該施設の状況に応じて予防課員の同行を要請することができる。

(6) 移動タンク貯蔵所は、秋季火災予防週間等の路上検査と併せて査察を実施することができる。

(7) 違反を覚知したものは、当該違反の危険性に照らし、必要に応じて適切な違反是正措置を図る。

(査察・違反是正執行責任者の責務)

第5条 火災予防事務処理規程第28条の3第3項の規定による査察・違反是正執行責任者(副責任者を含む。)の責務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 各所属の立入検査の実施状況を管理し、査察実施計画に基づき査察を実施する。
- (2) 違反対象物について是正状況を管理し、違反を長期にわたり継続させないように努める。
- (3) 違反対象物の関係者等に対して、立入検査の日程等について調整を図る。
- (4) 重大な違反対象物の立入検査及び違反処理(違反処理に伴う調査を含む。)には1名以上が立ち会うものとし、違反処理に伴う調査の際には実況見分調書又は質問調書の作成を行う。
- (5) 重大な違反対象物の違反是正の状況について、必要に応じて関係者等から進捗状況を聴取する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。